

[H27.6 末データ更新] 一般企業の農業への参入(平成21年農地法改正)

○ 平成21年の農地法改正により、以下のとおり要件を緩和

リース方式

○ 参入の全面自由化

- ・ リース契約なら、所有と異なり、不適正な利用の場合、契約解除して原状回復できる
- ・ 農地価格は、収益価格(リース料の24年分)の4倍程度であり、所有権取得では投資回収は困難な状況

○ リース期間も最長50年に延長

[実績]

- 平成21年の法改正後、平成27年6月末現在で1,898法人がリース方式で参入
- 改正前(特区制度)の約5倍のペース

所有方式

○ 農地を所有できる農業生産法人(※1)の要件を大幅緩和

農業者等以外の出資者
・1出資者当たり
1/10以下に制限

→ 廃止

・トータルで
1/4以下に制限

→ 農商工連携事業者等については
1/2未満まで緩和(※2)

[実績]

- 加工業者等が出資している農業生産法人(株式会社)は、398法人
- そのうち、加工業者等が45%超の出資をしている法人は、47法人

(H27.1.1現在)

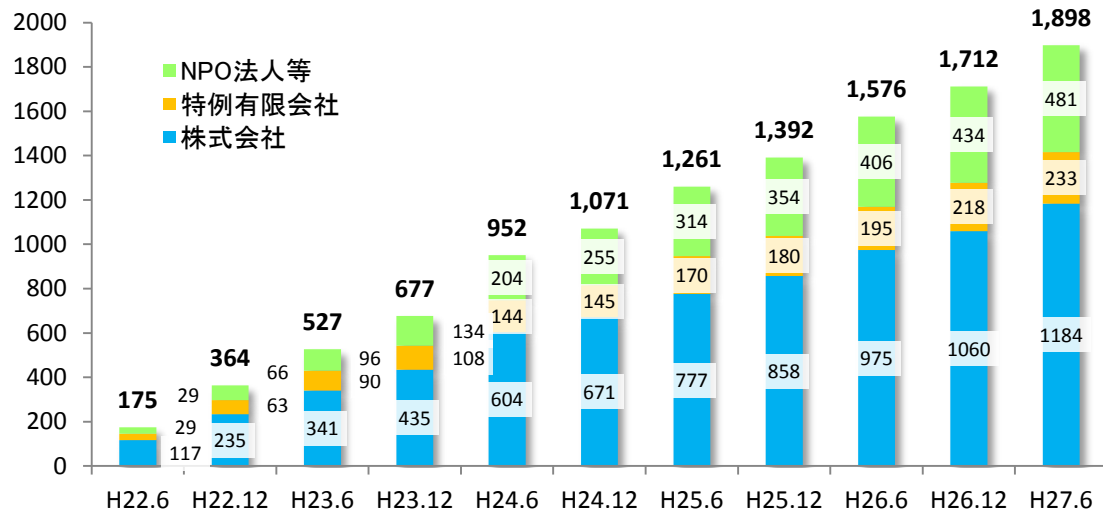
※1 平成28年4月1日から農地所有適格法人に呼称変更

※2 平成28年4月1日から農商工連携事業者等以外であっても2分の1未満まで緩和

一般法人の農業参入の動向

改正農地法施行（平成21年12月）後、改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに1,898法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

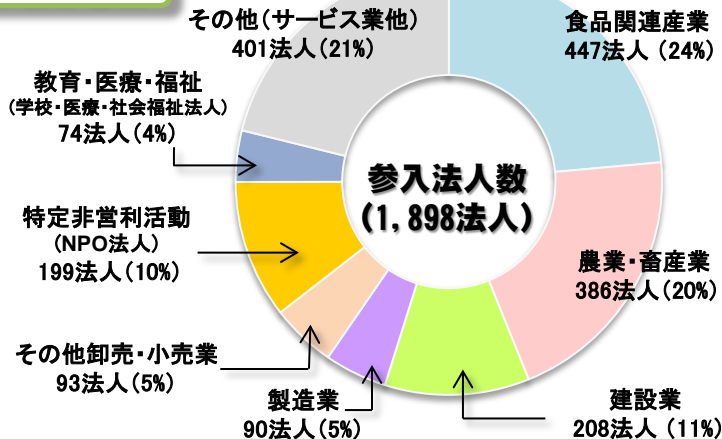
○一般法人数の推移



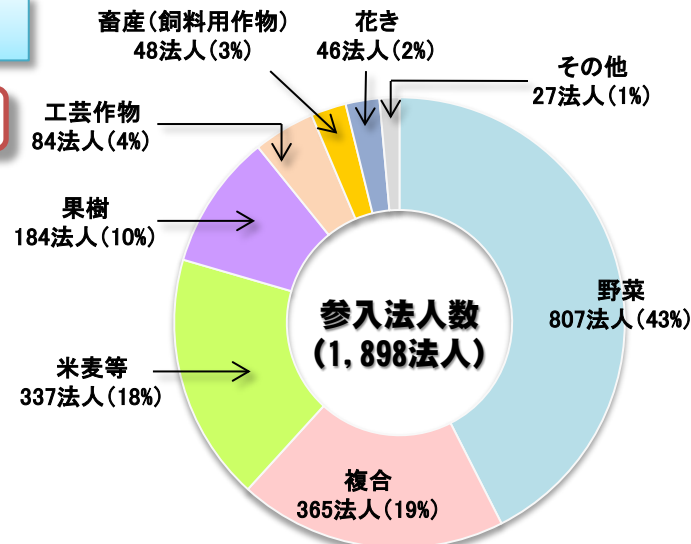
	改正農地法施行前 (H15.4～H21.12)	改正農地法施行後 (H21.12～H27.6)
参入法人数	436	1,898
うち株式会社	250	1,184
1年当たり平均参入数	65	345

○改正農地法施行後の参入法人の業務形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別

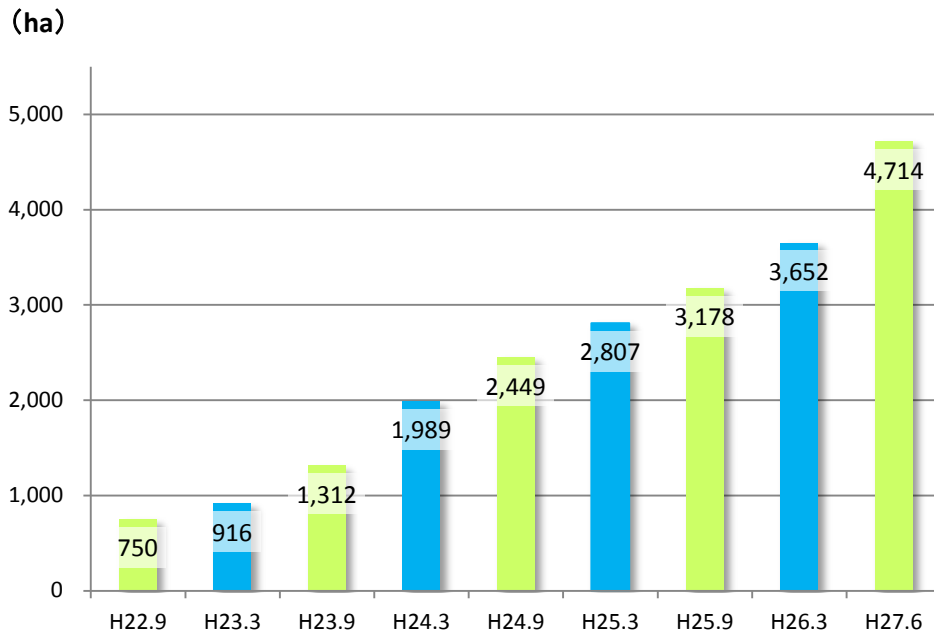


資料：農林水産省経営局調べ（平成27年6月末現在）

一般法人の借入農地面積

○ 一般法人の借入農地面積の総計は増加してきているが、借入農地面積の規模は、50a未満の法人が34%、50a～1ha未満の法人が27%、1ha～5ha未満の法人が29%と、5ha未満の法人が全体の90%を占めている。

借入農地面積の推移



(法人数) 274 404 599 838 1,013 1,158 1,338 1,485 1,898

借入農地面積の規模別法人数

